

要項第7号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会地域ケアシステム推進事業運営要項

（目的）

第1条 この要項は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、小美玉市より委託を受けて実施する小美玉市地域ケアシステム推進事業の円滑なる実施のため、必要な事項を定めるものとする。

（体制）

第2条 本会に地域ケアセンター（以下「センター」という。）を設置するものとする。

2 センターにセンター長をおき、本会事務局長を充てるものとする。

3 センターに地域ケアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。

（サービス調整会議）

第3条 サービス調整会議（以下「調整会議」という。）の検討事項及び方法については「小美玉市地域ケアシステムサービス調整会議運営要綱」に基づき、以下の方法とする。

（1）会議員の推薦

行政関係者及び本会職員以外の調整会議員（以下「会議員」という。）は、別に掲げるものを小美玉市長に推薦する。

ア 医師 1名

イ 高齢者在宅介護支援センターソーシャルワーカー 1名

ウ 民生委員児童委員協議会地区会長 3名

エ 区長会会長 1名

オ 老人クラブ連合会長 1名

カ 老人福祉施設長 1名

キ 身体障害者福祉施設長 1名

ク 身体障害者相談員 1名

ケ 知的障害者相談員 1名

コ ボランティア連絡協議会長 1名

サ その他必要な者

（2）定例会議

定例の会議は、本会本所において年6回、奇数月に行うものとする。ただし、検討事例及び協議事項がなかった場合延期する。

（3）クイック調整会議

クイック調整会議は、必要に応じて各活動拠点において随時開催するものとし、センター長が召集する。

（4）会議員の研修

会議員の研修は、県主催研修等へ参加を促す。

（在宅ケアチーム）

第4条 在宅ケアチームの運営方法については、「小美玉市地域ケアシステム推進事業在宅ケアチーム運営要項」に基づき、以下の方法とする。

（1）会議の開催

調整会議で編成した在宅ケアチーム員により、キーパーソンが判断し、在宅ケアチーム会議を必要に応じ随時開催する。

（2）在宅ケアチーム報告書

キーパーソンは、毎月1回、在宅ケアチーム報告書をセンター長に提出するものとする。

（地域ケア実務者会議）

第5条 各種関係機関、サービス提供実務者と情報交換や資質向上、ネットワークを構築する目的で地域ケア実務者会議を以下により開催する。

（1）会議の開催

会議の開催は年6回、偶数月に開催し、センター長が召集する。

（2）開催場所

原則、本会本所で開催する。

（3）構成員

地域内及び近隣の福祉、保健、医療等の実務担当者とする。

（4）内容

利用者やその家族の生活全体の課題の共通理解

ア 地域の公的サービス・インフォーマルサービスなどについての情報共有

イ 利用者の課題、支援の方針、支援計画などの協議

ウ 関係機関、サービス提供実務者等の役割の相互理解

エ 講師による講話等

（研修）

第6条 コーディネーターは、資質の向上のため各種研修会及び学術集会等に参加するものとする。

（委任）

第7条 この要項の施行に関し必要な事項は、本会会長が定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月19日から一部改正する。

附 則

この要項は、平成24年4月 1日から一部改正する。

附 則

この要項は、平成25年4月 1日から一部改正する。